

アンカーニュース

「債権法」抜本改正へー契約形態の多様化に対応

法務省は民法の柱の一つである「債権法」の抜本的な見直しに着手します。IT（情報技術）や国際化の進展で多様化する契約形態を法律で明確に位置付けます。時効のあり方なども含めて見直す方針で、2009年の法案提出を目指します。1896年の法律制定から100年以上が経過し、現代社会に対応できていない面が多いと判断したようです。

杉浦正健法相が省内に設置を指示した「民法改正委員会」（座長・内田貴東大教授）が検討を進めます。

債権法は「融資した金を返せ」など相手に一定の行為を要求できる権利を定めた民法条文の総称です。「債権」は通常、売買や賃借権などの契約によって生まれますが、最近ではネット取引やフランチャイズチェーン（FC）契約、ライセンス契約、ファクタリング（債権買い取り）など債権法が想定していなかった取引や契約形態が増えています。

例えば消費者相手の電子商取引は現在、電子契約法で規定していますが、企業間取引には明確な規定がなく、民法の契約条項などを類推して適用しています。飲食店などで多く見られるFC契約はFC本部の定めた約款に基づいて契約関係が成立しています。

FC契約では「出店を断念したのに加盟料が返還されない」などのトラブルも多くなっています。法務省は債権法を整備すれば取引の安定感が増し、トラブルの抑止にも効果があるとみています。

自分が持っている権利が無くなる「消滅時効」の見直しも検討します。消滅時効の期間は契約の形態や規定する法律によって違いがあります。こうした差が合理的かどうか再検討します。

（平成18年1月4日 日本経済新聞 第1面）



発行者

合同事務所 アンカー

（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）

〒105-0004 東京都港区新橋五丁目10番8号

クレグラン新橋II4階

TEL 03-3433-4567 FAX 03-3433-4578

担当：植頭